



宮 崎 県 公 報

平成21年7月1日(水曜日)号外 第42号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁	公 告
○宮崎県建設技術センター管理規則…………… (管理課) 1		○宮崎県建設技術センターの指定管理者の指定の申請の 請の手續の公表…………… (管理課) 8

規 則

宮崎県建設技術センター管理規則をここに公布する。

平成21年7月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第29号

宮崎県建設技術センター管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号。以下「条例」という。)第7条及び第13条の規定に基づき、宮崎県建設技術センター(以下「センター」という。)の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(休所日)

第2条 センターの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、宮崎県建設技術センター所長(以下「所長」という。)は、必要があると認めるときは、臨時に同項各号に掲げる日を休所日とせず、又は同項各号に掲げる日以外の日を休所日とすることができる。

(利用の許可の申請)

第3条 センターの施設を利用しようとする者は、所長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、宮崎県建設技術センター施設利用許可申請書(別記様式第1号)を所長に提出しなければならない。

(利用の許可)

第4条 所長は、前条第2項の規定により宮崎県建設技術センター施設利用許可申請書の提出があった場合において、センターの施設の利用の許可をするときは、当該申請者に宮崎県建設技術センター施設利用許可書(別記様式第2号)を交付するものとし、利用の許可をしないときは、当該申請者に宮崎県建設技術センター施設利用不許可通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

2 所長は、必要があると認めるときは、前項の許可に管理運営上必要な条件を付すことができる。

(許可の基準)

第5条 所長は、当該申請者の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの施設の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設をき損するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他センターの管理運営上支障があると認められるとき。

(利用許可の取消しの申出)

第6条 第3条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が利用の許可の取消しの申出をするときは、宮崎県建設技術センター施設利用許可取消申出書(別記様式第4号)を所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の規定による宮崎県建設技術センター施設利用許可取消申出書の提出があったときは、当該申出書に係る利用の許可を取り消し、その旨を当該利用者に通知するものとする。

(利用の制限)

第7条 所長は、必要があると認めるときは、区域を定めて、センターの施設の利用を制限することができる。

(指定管理者による管理の場合の読替)

第 8 条 条例第 10 条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第 2 条から前条までの規定の適用については、第 2 条第 2 項中「宮崎県建設技術センター所長（以下「所長」という。）は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て」と、第 3 条から前条までの規定中「所長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（使用料の支払）

第 9 条 指定管理者による管理の場合は、利用者は、当該指定管理者にセンターの施設の使用料（使用料及び手数料徴収条例（平成 12 年宮崎県条例第 9 号）第 2 条第 1 項第 17 号に規定する使用料をいう。）を支払わなければならない。

（指定管理者の指定の申請）

第 10 条 条例第 10 条の 2 第 1 項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式第 5 号）によるものとする。

2 条例第 10 条の 2 第 1 項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類
- (2) 法人にあっては、法人の登記事項証明書
- (3) 知事が指定する事業年度における決算に関する書類又はそれに相当する書類
- (4) 団体の業務概要及び業務実績が確認できる書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

（指定管理者が行う業務）

第 11 条 条例第 10 条の 3 第 3 号の規定により規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 建設技術者の基礎的訓練並びに知識及び技能の修得に関する業務
- (2) 第 1 号に掲げる業務に付随する業務
- (3) その他知事が必要と認める業務

（指定管理者の管理の基準）

第 12 条 条例第 10 条の 4 の規則で定める管理の基準は、次に掲げる管理の基準とする。

- (1) 関係する法令、条例、規則等の規定を遵守し、適正なセンターの管理運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) センターの施設及び設備等の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 指定管理者が業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (5) その他知事が必要と認める基準

（協定書の締結）

第 13 条 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 条例第 10 条の 3 各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）の実施に関し必要な事項
- (2) 前条各号に掲げる基準に関し必要な事項
- (3) 指定管理業務の事業報告に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、センターの管理運営の適正を期するために必要な事項

（事業報告書等の提出）

第 14 条 指定管理者は、毎年度終了後 1 月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) センターの指定管理業務に関する事業報告書
- (2) 決算に関する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

（原状回復）

第 15 条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により知事が指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、センターを速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事が特に原状に回復する必要がないと認める場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第 16 条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は当該指定管理者の指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理運営上の秘密を、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（委任）

第 17 条 この規則に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 条例第 10 条の 2 第 3 項の規定により指定管理者を指定した場合において、この規則の施行の日以後に、この規則の規定により、知事がした処分、手続その他の行為又は知事に対してされた手続その他の行為は、この規則の相当規定により、指定管理者がした処分、手続その他の行為又は指定管理者に対してされた手続その他の行為とみなす。

別記

様式第 1 号 (第 3 条関係)

宮崎県建設技術センター施設利用許可申請書

年 月 日

宮崎県建設技術センター所長 殿
(指定管理者 様)申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号
(法人等にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名)

下記のとおり宮崎県建設技術センターの施設を利用したいので、宮崎県建設技術センター管理規則第 3 条第 2 項の規定により申請します。

記

利用する施設	
利用目的	
利用予定日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで ----- 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
団体利用の場合の責任者	住 所 勤務先等 職・氏名 電話番号
利用人数	人
駐車場の利用	有 ・ 無 (有の場合 台利用見込み)
持込機具等の利用	

様式第 2 号 (第 4 条関係)

宮崎県建設技術センター施設利用許可書

文 書 番 号
年 月 日

様

宮崎県建設技術センター所長 印
(指定管理者 印)

年 月 日付けで申請のあった宮崎県建設技術センター施設の利用については、宮崎県建設技術センター管理規則第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可します。

記

利用する施設	
利用目的	
利用予定日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで ----- 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利用人数	人
利用の条件等	

様式第 3 号 (第 4 条関係)

宮崎県建設技術センター施設利用不許可通知書

文 書 番 号
年 月 日

様

宮崎県建設技術センター所長 印
(指定管理者 印)

年 月 日付で申請のあった宮崎県建設技術センター施設の利用については、下記の理由により許可できませんので、宮崎県建設技術センター管理規則第 4 条第 1 項の規定により通知します。

記

不許可の理由

様式第 4 号 (第 6 条関係)

宮崎県建設技術センター施設利用許可取消申出書

年 月 日

宮崎県建設技術センター所長 殿
(指定管理者 様)

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号
〔 法人等にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け で許可のあつた宮崎県建設技術センターの施設の利用については、下記の理由により利用を中止したいので、宮崎県建設技術センター管理規則第 6 条第 1 項の規定により、許可の取消しを申し出ます。

記

許可の取消しを申し出る理由

様式第 5 号 (第10条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

宮崎県知事

殿

申請者 所 在 地
団 体 名
代表者氏名

印

宮崎県建設技術センターの指定管理者の指定を受けたいので、公の施設に関する条例第10条の2第1項の規定により申請します。

公 告

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、宮崎県建設技術センターの指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成21年7月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

- (1) 名称 宮崎県建設技術センター
- (2) 所在地 宮崎県宮崎郡清武町大字今泉2559の1
- (3) 設置目的 建設技術者の基礎的訓練及び建設技術者等に対する知識、技能の修得並びに品質管理に関する現地適応試験の実施を目的とする。

2 指定期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

- (1) 建設技術者の基礎的訓練並びに知識及び技能の修得に関する業務
- (2) 建設技術センター施設の利用に関する業務
- (3) 建設技術センターの維持及び保全に関する業務
- (4) その他管理運営に必要な業務

4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県建設技術センター管理規則（平成21年宮崎県規則第29号）第12条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理者候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。

(8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(9) 食品衛生法施行条例（平成12年宮崎県条例第18号）第2条の規定に基づく食品衛生責任者を配置することができること。

(10) 土木建設分野に係る技術、技能の修得、実習、訓練等の教育を適切かつ安全に行うため、教育職員免許、職業訓練指導員、測量士、1級土木施工管理技士等の資格を有する者を配置することができること、又は土木建設に関する職業訓練機関の指定を受けている、若しくはこれに準ずる団体として公的機関から登録若しくは認定され、土木建設に関する教育・訓練について十分な実績を有していること。

7 指定管理者候補者の選定に係る審査基準

- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、宮崎県建設技術センターの効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
- (4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 事業計画書の内容が、地域への貢献等に配慮したものであること。

8 指定管理者候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書及び宮崎県建設技術センター指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県建設技術センター指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理者候補者を選定するものとする。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県県土整備部管理課総務担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7175
- (2) 配布期間 平成21年7月1日から平成21年8月31日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあっては、簡易書留郵便等の確実な方法に限る。）により提出すること。
- (2) 提出期間 平成21年8月10日から平成21年8月31日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問い合わせ先

宮崎県県土整備部管理課総務担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7175

12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。